

平成30年第7回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年7月31日(火) 午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(37名)

出席農業委員(16名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(3名)

7番	有賀良雄	委員	14番	矢吹幸彦	委員
18番	北野唯道	委員			

出席農地利用最適化推進委員(15名)

茂木一男	委員	鈴木信秋	委員
樋口幹夫	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

佐藤良一	委員	邊見芳正	委員
------	----	------	----

深 谷 昭 委 員

円 谷 隆 男 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が8件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が3件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が4件、合わせて22件をご審議いただきます。よろしくをお願いいたします。

(午後 3時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変暑い中、暑さも度を超しまして猛暑日の連続という中、皆様、農作業等に励まれていることと思いますが、くれぐれも熱中症とか熱射病等にはお気をつけになりまして水分補給などをされまして、体調管理をまめにしながら農作業に当たっていただきたいと思います。

また、最近の新聞等を見ますと、TPPも11カ国の調停、協議が進んでおりまして、いろいろな農産物の輸入等について大変懸念されるところでありますが、アメリカとの二国間協議についてもTPP以上の譲歩はしないということです。政治家の先生方にはぜひそれを守っていただきたいなというふうに考えております。

本日、合わせまして22件のご審議をいただくわけですが、終わりました後には暑気払いの懇親会も計画されておりますので、そちらまで皆さんにご協力いただけるようよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、15番、大戸文治委員、16番、本宮勝正委員の兩名を

指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

7番、有賀良雄委員、14番、矢吹幸彦委員、18番、北野唯道委員、佐藤良一推進委員、邊見芳正委員、深谷昭委員、円谷隆男委員の7名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年7月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6まで朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永進です。この件につきましては、本宮勝正委員と去る21日、譲渡人、譲受人の代理人の行政書士事務所さんにお越しいただきまして、4人で現地確認してまいりました。これは先ほどもお話があったように、奥さんの義理の兄ということで今までもつくっていたのを今度はちゃんと名義変更したほうがいいだろうということで、今回の件が出たということで、お互いが問題はないということを確認してまいりました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員が欠席のため、事務局より報告願います。

事務局(竹内副主査) 本日地区担当の深谷昭さん、有賀良雄さん、所要でお二人とも欠席のため、深谷推進委員さんよりお話を承りましたので、ここで事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、去る7月18日に有賀農業委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地調査と申請内容について聞き取りを行い、相違ないことを確認いたしました。また周辺農地には特に問題ないということで話を伺いました。皆様の審議のほどよろしく願います。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 今回の申請について、去る7月18日、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に立ち会ってもらいました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る23日の夕方、譲渡人は関東地区にお住まいですので、本人とは電話で連絡をいたしました。譲受人の事務員と私と我妻委員と3名で現地調査いたしまして、何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る23日の夕方、我妻委員さんと譲受人と現地をずっと見て回りました。休耕田というものもあるんですけども、周りの農地、耕作には何ら支障がないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永進です。

この件につきましても、去る21日、本宮勝正委員と引き続き現地確認をしてまいりました。譲渡人、譲受人は、親子ですので現地に来ていただきまして、代理人の行政書士にも一緒に立ち会っていただきまして現地を確認し話し合いしたところ、問題はないということを確認してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年7月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当、茂木です。

この申請については、去る7月15日、砂塚委員さん、申請者の野崎廣行さんと現地確認を行いました。この件については何ら問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

11ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年7月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分については、第2種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 白河関辺・旗宿担当の矢内です。

この件につきましては、7月28日に旗宿の緑川委員さんと設定人に立ち会ってもらって3人で申請内容の確認を行いました。また周辺の農地には何ら影響がないと思われまますので、皆様ご審議のほど、よろしくお願申します。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る7月28日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の担当者に来てもらい、申請内容について確認しました。転用計画の実効性について聞いたところ、非常に駐車場についての要望があり、その計画で今後進めたいとのことでした。また駐車場で申請してすぐに分譲にすることは違法行為に当たること確認しております。双方とも申請内容については間違いのないことで、今回の転用による周辺農地への影響につ

いては、特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、22ページを。ごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。です。ので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区の橋本です。

去る7月25日に、私と鈴木委員さんと譲渡人、譲受人の代理人の4名で現地及び申請内容を確認いたしました。何ら問題ありませんので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、27ページを。ごらんください。

【その4朗読】

申請地につきましては、市役所東庁舎の北390メートルに位置し、周囲は商業店舗と農地でございます。

以上のことから、公共施設近距離区域内農地に該当します。ので、立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。です。ので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

今月24日火曜日11時、申請場所にて設定人、被設定人の代理人と矢吹委員さんと現地確認をしました。転用に関し何ら問題はありませんので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5からその6については、譲渡人が同一人であり、隣接していますので一括して事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、32ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

引き続き、37ページをごらんください。

農地法第5条その6についてご説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 それでは、農地法第5条その5から審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 2番、大沼の第1地区を担当する高橋です。

今回の申請について、去る7月22日、邊見芳正委員さんと譲渡人、譲受人のいずれの申請者本人の5名で現地確認をいたしました。申請内容について間違いはないということでありました。

その6については、同じ日、邊見委員と譲渡人、譲受人のいずれも申請者本人の4名で現地でお会いし確認したところ、相違ないということでありました。

その5、その6、今回の転用による周辺農地への影響については周囲の状況等を検分した

ところ、特に問題ないと認めます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 それでは、地区担当委員より説明がありました。その5についてご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。続きまして、その6について審議いたします。

その6について、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6についても原案のとおり決定いたします。続きまして、農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、42ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。すので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 1番、市内西部地区担当の早津です。

今回の申請について、7月24日、佐藤良一委員さんと譲渡人、譲受人、4人で申請内容について確認しました。双方の申請内容には間違いはないと思うんですが、今回の転用による周辺農地への影響については、農地が南側にあるということで何ら問題ございません。あと、土砂の流出についても土留め擁壁にするということで問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、47ページをごらんください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る7月25日、今井委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は高齢のため、息子さん、譲受人の代理人である行政書士と現地において調査を行い、申請の内容と事業の適正を確認したところ、申請内容に問題はなく、周囲への影響もないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

52ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成30年7月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第3号について、承認することに

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第3号について、原案のとおり承認いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

54ページをごらんください。

議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条その2の規定により意見を求められたので審議するものとする。平成30年7月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更その1からその4について事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、55ページをごらんください。

【その1朗読】

申請地につきましては、白河第四小学校の北370メートル、大沼幼稚園の北290メートルに位置し、周囲は住宅地と農地でございます。

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまます。

続きまして、62ページをごらんください。

【その2朗読】

申請地につきましては、五箇小学校の南420メートル、五箇中学校の西140メートルに位置し、周囲は住宅地と農地でございます。

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまます。

続きまして、69ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われます。以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその4について、農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 この件につきましては、7月20日に運営委員会で現地調査を行い検討しておりますので、運営委員会を代表し星保雄委員より意見を求めます。

星委員 11番の星です。

この件につきましては、ただ今会長よりありましたように7月20日午前9時より運営委員会を開催いたしました。白河市より意見を求められた白河市農業振興地域からの除外申請4件について農政担当者からの説明を受けながら、現地確認、そして調査を行いました。その後、11時頃、正庁に戻りまして、再度農政担当者より詳細な説明を受けながら意見交換をいたしました。

以上、審議の結果、運営委員会としましては計画変更の内容について妥当であると判断し、合意することといたしましたので皆様にご報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。運営委員を代表して星委員から報告がありましたが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしいですか。異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について承認する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が全て終了いたしました。

その他、皆様のほうから何かご意見ございませんでしょうか、総体的に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ないですか。なければ事務局より、報告、連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

義援金募集の協力依頼が福島県農業会議より来ております。これは6月から7月にかけて西日本を襲った豪雨災害に対し、被災された農業者の皆様の今後の生活と経営の一刻も早い復興を支援するため、全国農業会議所が窓口となり、全国の農業会議、農業委員会を対象に募集を行うこととしたものです。実施期間を8月1日から9月15日までとし、1口1,000円単位で実施期間内に指定口座へ送金する方法で実施されるものとなっております。

このたびの義援金募集活動に対して、当白河市農業委員会として協力することとしてよろしいかお諮りしますので、ご決定いただきたいと存じます。

また、あわせて協力する際の方法といたしまして事務局案になりますが、義援金は当農業委員会として10口1万円を親睦会費から充当させていただき協力する方法としてよろしいか、ご提案申し上げますので、あわせてご検討、ご決定をいただければと存じます。よろしくお願いたします。

会 長 今、局長から説明がありましたように義援金の要請が来ておまして、白河市農業委員会として10口1万円の義援金を出してはどうかという提案ではありますが、事務局の考えであります。皆様のほうから出すことに賛同をいただけるか、それから金額的に少な過ぎるんじゃないかというのであれば、今のは案ですので、皆様のご意見をご拝聴したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 義援金を出すことには賛同いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 あと、金額についてはいかがでしょうか。金額もよろしいですか、1万円です。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 わかりました。そういう皆さんの総意であります。

事務局長 ありがとうございます。ただいま決定いただきました義援金処理につきましては速やかに事務処理を行い、被災されました皆様方の一刻も早い復興を支援してまいりたいと存じます。

では、改めて連絡事項を申し上げます。

まず、来月総会の議案審査終了後に、平成30年度の農用地利用状況調査について、実施方法等の説明を予定しております。委員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

調査方法、資料等につきましては、昨年のご意見等を参考に、現在、鋭意準備を進めておりますので、よろしくお願いたします。

2点目であります。お手元に配付しました県農業会議主催の農業委員及び推進委員研修会の案内通知になります。日時は平成30年9月7日金曜の午後1時から、会場がJA夢みなみ白河セレモニープラザでの開催となります。内容は通知に記載のとおりとなります。

また、研修参加費として資料代がかかりますが、事務局で負担申し上げますので、ご参加についてよろしくお願いいたします。

なお、出欠のご報告を8月15日水曜日までに事務局へお願い申し上げますとともに、参加者多数の場合には人数調整が必要となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

研修では、2018年度版の「農業委員会・業務必携」をテキストとして使用することになっておりますが、このテキストについては来月の総会の折に、委員皆様方全員にお配りすることとしておりますので、申し添えいたします。会場への交通手段は各自でご対応いただくようになりますので、あわせてお知らせ申し上げます。

3点目になります。今年の夏は例年になく暑さが続いており、農作業中の熱中症予防はもとより、小まめな水分補給と適度な休憩をとるなどの体調管理に万全のご注意をお願い申し上げます。

4点目です。本日午後6時から表郷、関の里で農業委員会懇親会・暑気払いを開催いたします。なおバスをご利用される方につきましては、5時15分に市役所南側の駐車場出発となりますので、時間までにご乗車をよろしくお願いいたします。

最後になります。次回総会は8月31日金曜日午後2時から、ここ正庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目に申し上げました研修への参加について、再度、皆様方へお願い申し上げます、今月の連絡事項といたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから、ご意見、質問等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、それでは以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、平成30年第7回白河市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 5時 5分)